

第6章 健康増進

健康増進法に基づく保健事業は、40歳以上の居住者を対象に、壮年期からの健康づくり、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療等を図ることにより、健康寿命の延伸を目指している。この事業には、「健康手帳の交付」「健康教育」「健康相談」「健康診査」「機能訓練」「訪問指導」事業があり、実施主体である市町が、事業のそれぞれに目標を掲げて推進している。

また、早期発見によるがん死亡の減少を目的とする各種がん検診も、国が示す指針に基づいて、市町において実施されている。

保健所は、これら事業が総合的に実施されるよう、助言、技術支援を行っている。